

廃棄物部会の活動概要

1 令和2年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和2年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ① 第五次滋賀県廃棄物処理計画の方向性について ② (仮称)滋賀プラスチックごみゼロ実践取組方針(素案)および(仮称)滋賀県食品ロス削減推進計画(素案)について(報告)
9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画(骨子案)について
11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画(素案)について ○ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について
令和3年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画(答申案)について ○ 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について(現場視察)

2 令和3年度の部会審議予定

(1) 令和3年8～9月頃

- 第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について(報告)
- 第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について(報告)

(2) 令和4年3月頃

- 第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について(報告)
- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について(報告)

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

1 策定の趣旨

(1) 根拠

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5

「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5第3項

「都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。」

(2) 計画期間：5年（令和3年度～令和7年度）

(3) 計画の内容

- ◆ 廃棄物の発生量および処理量の見込み
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項
- ◆ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ◆ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ◆ 非常災害時における上記に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 策定の経緯

- ◆ 平成14年3月 滋賀県廃棄物処理計画（平成13年度～平成17年度）
- ◆ 平成18年6月 第二次滋賀県廃棄物処理計画（平成18年度～平成22年度）
- ◆ 平成23年8月 第三次滋賀県廃棄物処理計画（平成23年度～平成27年度）
- ◆ 平成28年7月 第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成28年度～令和2年度）

3 これまでの経過と今後のスケジュール

- 令和2年 2月25日 滋賀県環境審議会へ諮問
7月22日 第1回 環境審議会 廃棄物部会（今後のあり方について）
9月14日 第2回 環境審議会 廃棄物部会（骨子案について）
11月4日 第3回 環境審議会 廃棄物部会（素案について）
- 令和3年 1月29日 第4回 環境審議会 廃棄物部会（答申案について）
2月9日 滋賀県環境審議会から答申
3月22日～4月21日 県民政策コメントを実施
7月 「第五次滋賀県廃棄物処理計画」策定・公表予定

第五次滋賀県廃棄物処理計画(案)【概要版】



第1章 計画の趣旨等

【近年の動向】

平成27年 9月 国連でSDGs 採択
 12月 パリ協定 採択
 30年 6月 第4次循環型社会形成推進基本計画 策定
 令和元年 5月 プラスチック資源循環戦略 策定
 6月 大阪ブルーオーシャンビジョン 採択
 10月 食品ロス削減推進法 施行

【法定計画等としての性格】

・ 廃棄物処理法に基づき都道府県に策定が義務付けられた計画（＝法定計画）
 ・ 本県の廃棄物処理および資源循環を総合的に推進する計画（第四次計画の改定）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックをはじめ排出実態に変化

世界の趨勢や現状等を踏まえ、本県の特徴である「三方よし」の理念を生かしつつ策定するもの。
 （第五次計画期間：R3年度からR7年度 5年間）

第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

第四次計画期間中の実績値と達成状況

(1) 廃棄物の減量に係る目標

①一般廃棄物

目標項目	実績値									目標値	達成状況	将来予測 R7
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
1人1日当たりごみ排出量	g	876	880	851	843	831	830	834	837	820	未達成	838
1人1日当たり最終処分量	g	97	96	92	90	84	85	84	84	82	未達成	85

②産業廃棄物

目標項目	実績値									目標値	達成状況	将来予測 R7
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
最終処分量	万t	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	10.5	10.2	7.4	未達成	10.7

(2) 取組に係る目標

目標項目	実績値									目標値	達成状況
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	%	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	80以上(計画期間中)	達成
滋賀県災害廃棄物処理計画の策定	-	-	-	-	-	-	策定	-	-	計画策定(平成29年度)	達成
定点観測による散在性ごみ個数	個	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下(計画期間中)	未達成
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	-	50以上(計画期間中)	未達成
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100(計画期間中)	達成
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	86.4	89.1	85	86.8	86.1	89.8	88.9	79.3	85以上(計画期間中)	未達成

第3章 計画の基本方針

- ◆ 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
 - ・ 廃棄物分野における、より一層の多様な主体の協働、パートナーシップによる経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組の推進（「琵琶湖モデル」の活用）により、全県的なムーブメントを創出
- ◆ 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進
 - ・ 2R（リデュース・リユース）を重視した3Rの推進やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの代替使用などを通じて、温室効果ガスの削減も含めた環境負荷を低減
- ◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

第4章 計画の目標

(1) 廃棄物の減量に係る目標

1人1日当たり一廃ごみ排出量（単位：g）の全国順位

		H30
1位	長野県	811
2位	滋賀県	834
3位	京都府	838
4位	神奈川県	845
5位	埼玉県	858
全国平均		877

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たりごみ排出量	834g(H30)	838g(R7)	804g(R7)
1人1日当たり最終処分量	84g(H30)	85g(R7)	82g(R7)

②産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	10.5万t(H30)	10.7万t(R7)	9.8万t(R7)

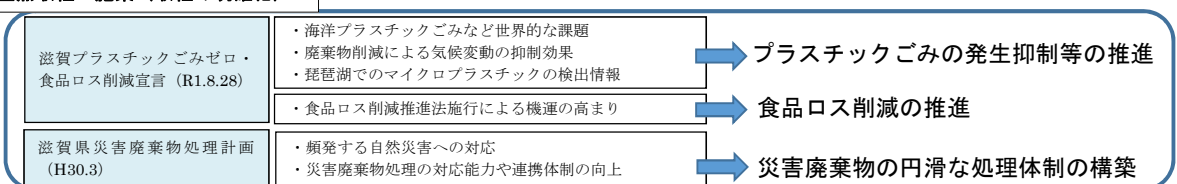
(2) 取組に係る目標

※第五次計画において新たに設定する目標

目標項目	現状	目標値等
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	90.1%(R1)	85%以上(計画期間中) ※新たな事業者との締結増を前提に目標設定
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	23箇所(R1)	100箇所(R7)
食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	78.3%(R2.8月時)	80%以上(R7)
「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	118店(R1)	300店(R7)
市町災害廃棄物処理計画の策定率	42.1%(R1)	100%(R6までに)
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	231,814人(R1)	120万人(計画期間累計)
優良産廃処理業者認定数	181件(R1)	270件(R7)
廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率	100%(H26)	100%(計画期間中)
産廃廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	79.3%(R1)	85%以上(計画期間中)

第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性

重点取組・施策（取組の明確化）



【プラスチックごみ】

○3Rの推進（レジ袋削減、マイボトルの推進、ワンウェイプラ製品の削減等） ○プラスチック代替製品の使用促進 ○総合的な対策の検討等

【食品ロス】

○知識や意識の向上と具体的な行動の実践 ○食品ロスの発生量等の実態把握 ○未利用食品を有効活用する仕組みづくり

【災害廃棄物】

○市町災害廃棄物処理計画の策定の促進 ○早期の仮置場候補地選定への支援 ○多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保等

不断の取組・施策

【3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進】

【一般廃棄物】 ○リデュースの推進に係る普及啓発 ○リユースの推進 ○リサイクルに係る普及啓発 ○多様な資源回収ルートの利用促進等
 【産業廃棄物】 ○産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援 ○排出事業者に対する普及啓発 ○滋賀県リサイクル認定製品等の利用促進等

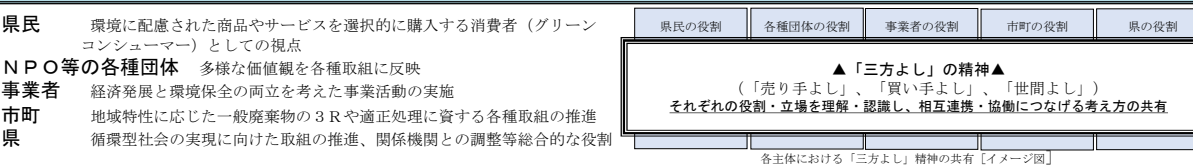
【廃棄物の適正処理の推進】

【一般廃棄物】 ○一般廃棄物処理施設の整備等（市町による高効率発電施設等の整備、適正な維持管理等） ○一般廃棄物処理施設の監視指導等
 【生活排水】 ○汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等 ○合併処理浄化槽への転換・老朽化対策等の推進 ○し尿処理施設の適正な運用
 【産業廃棄物】 ○排出事業者、処理施設、処理業者等への指導・普及啓発 ○PCB廃棄物の期限内処理の実施 ○産業廃棄物最終処分場の方向性等
 【散在性ごみ対策】、【不法投棄対策等】、【IBRDエンジニアリング社最終処分場問題への対応】

【循環型社会の進展につなげる施策の推進】

○環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーンオフィス滋賀）の運用 ○公共施設等の老朽化対策 ○環境関連産業の振興
 ○バイオマスの利活用の推進 ○環境学習の推進 ○持続可能な社会を目指した消費者行動の促進

第6章 関係主体の役割



第7章 計画の推進体制および進行管理

- 一廃は廃棄物適正管理協議会（県・市町・一部事務組合で構成）で情報交換しながら取組を推進。産廃は大津市と連携し取組を推進。
- 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を推進。

R D問題の解決に向けた取組の実施状況について

この事案は、旧アール・ディエンジニアリング社（平成26年に破産・消滅。以下「RD社」という。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（埋立期間：昭和54年～平成10年）において、許可品目以外の廃棄物の埋立処分や、処分場内を深掘りし許可容量を大幅に超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行ったことにより、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれが生じたものである。

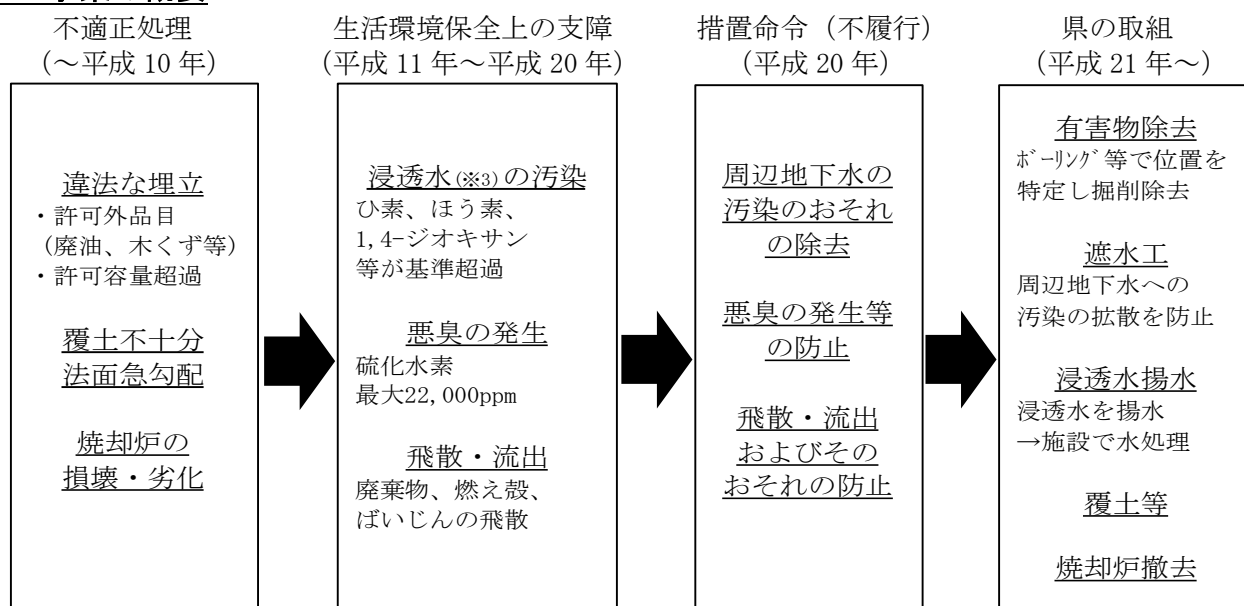
県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、県が産廃特措法※1に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、廃棄物処理法※2に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施している。

支障除去事業の本格対策である二次対策工事は、実施計画どおり令和2年度に完了したところであり、今後は支障除去等の状況を確認するため周辺環境モニタリング等を継続して実施していく。

※1 産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）

※2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

1 事案の概要

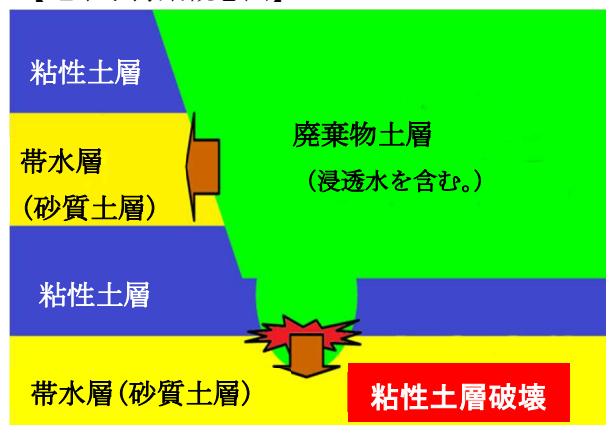


※3 浸透水：場内の廃棄物層を通過した水

【平成12年に撮影した航空写真】



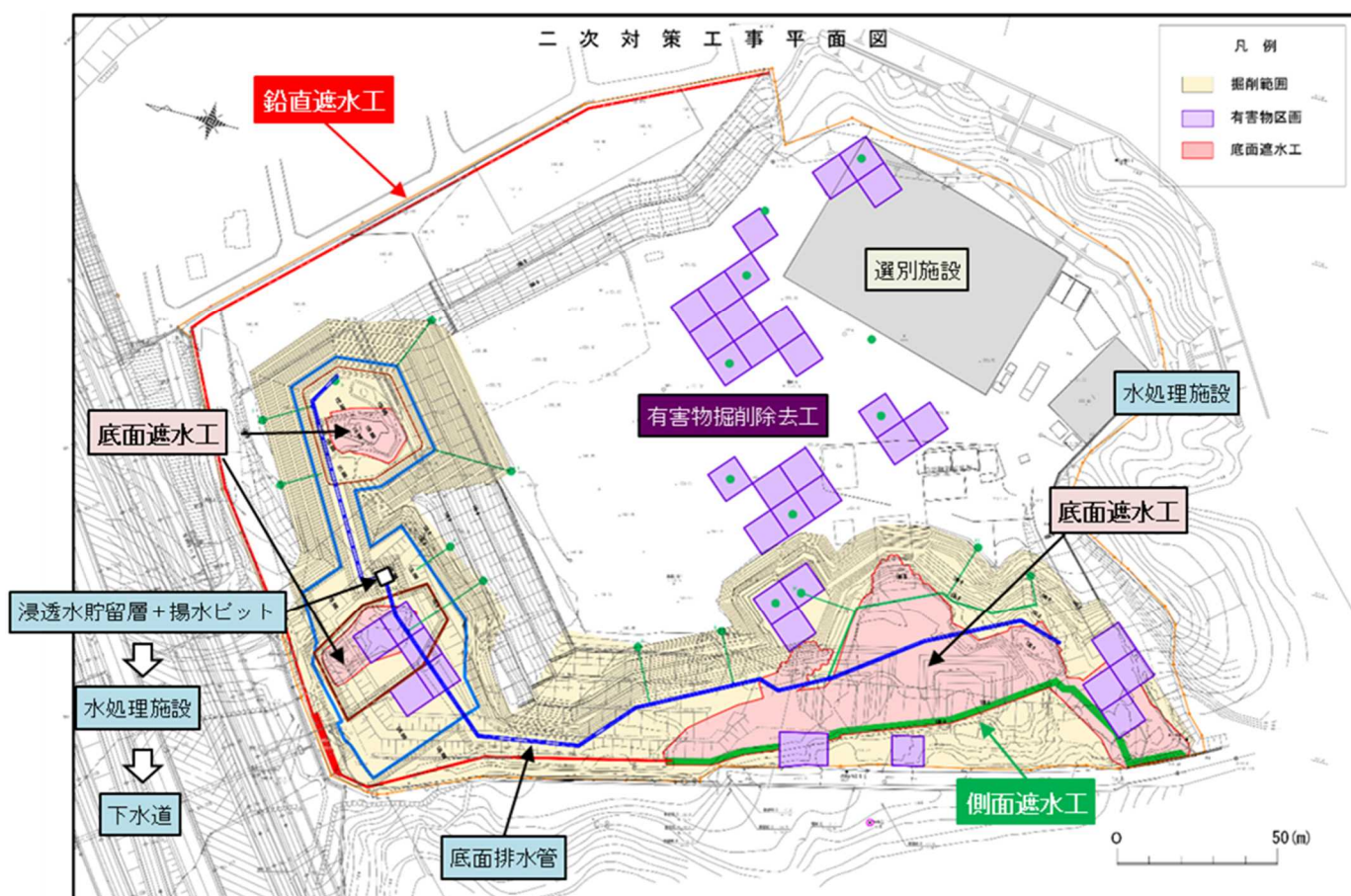
【地下水汚染概念図】



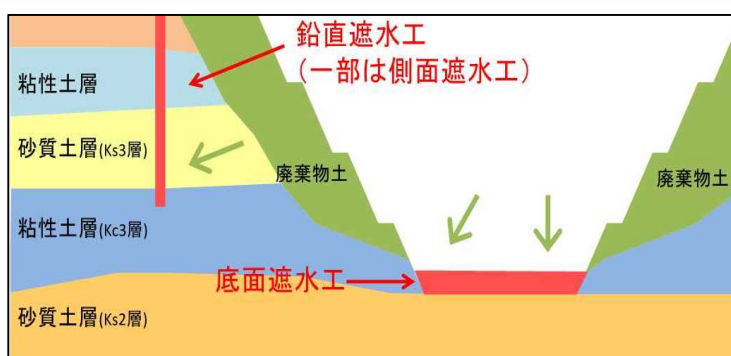
2 県による対策の概要

県では、以下の対策を行っている。

- (1) 緊急対策（平成 21 年度～平成 22 年度、事業費約 1 億円（国の財政支援なし）
焼却炉の撤去、水処理施設の修繕等
- (2) 一次対策（平成 24 年度、事業費約 4.3 億円（うち国の財政支援対象約 2.4 億円）
有害物掘削除去、浸透水揚水井戸の設置等
- (3) 二次対策（平成 25 年度～令和 4 年度、見込み事業費約 79.1 億円（うち国の財政支援対象約 77.1 億円）
 - ① 有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分
 - ② 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
 - ③ 浸透水の揚水・浄化、場内の嫌気状態解消
 - ④ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形、覆土、排水路）



(遮水工事のイメージ →)



3 対策工事の状況

(1) 平成 30 年 6 月 14 日の状況



(2) 令和 3 年 3 月 31 日の状況



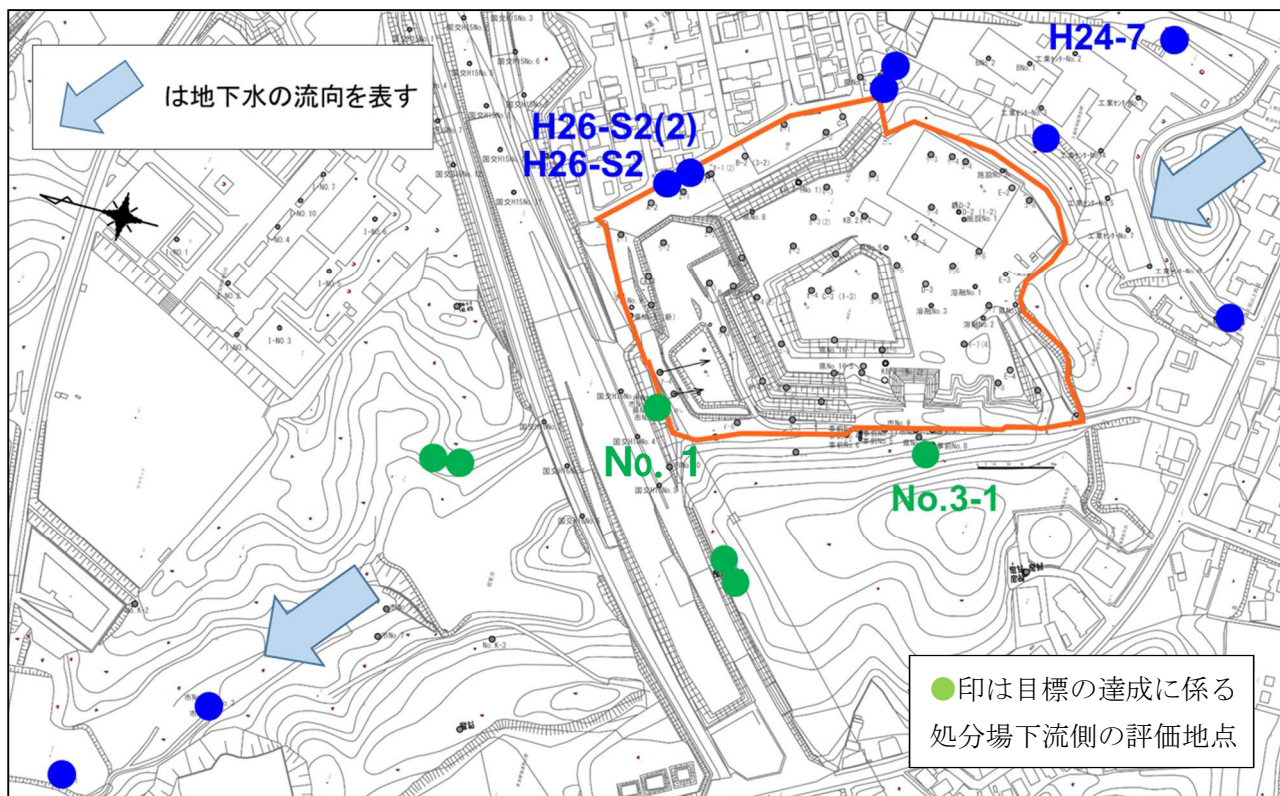
4 支障除去の状況

(1) 地下水の状況

① 水質調査の概要

支障除去等事業の実施に伴う周辺環境への影響および対策効果を把握するため、次のとおり周縁地下水の水質を定期的に調査している。

- ・ 頻度 年4回
- ・ 地点数 15箇所（下図の●印および●印の地点。平成30年度第1回までは16箇所）
- ・ 主な分析項目数 24項目（ひ素、ほう素、鉛等。分析項目は地点により異なる）



② 直近の調査結果

直近の調査（令和2年11月実施）では、下表のとおり15の調査地点のうち次の4地点で環境基準を超過しており、その他の地点・項目については環境基準を超過していなかった。

なお、実施計画において支障除去の目標として「旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと（周縁井戸の地下水水質が2年以上連続して地下水環境基準を満足すること）」を定め、処分場下流側の評価地点の年平均値により評価することとしているが、うちNo. 3-1地点において現時点で年平均値が環境基準を超過している。

調査地点名	砒素（単位 mg/L）		ほう素（単位 mg/L）	
	超過の有無および結果	環境基準	超過の有無および結果	環境基準
No. 1		0.01	● (1.1)	1
No. 3-1	● (0.023)			
H26-S2	● (0.029)			
H26-S2(2)			● (1.6)	

(2) 硫化水素ガスの状況

平成 11 年 10 月、近隣住民からの苦情に基づく調査の結果、処分場東側（北尾団地側）の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスが検出された。硫化水素については、濃度が概ね 50ppm を超えると健康被害のおそれが生じるとされているほか、それよりも低い濃度であっても悪臭の原因となる。

平成 15 年 12 月以降、現場の敷地境界域で硫化水素の濃度を毎週計測しており、平成 16 年 1 月に 1 か所で 0.3ppm の硫化水素が検出されたが、それ以降は検出されていない。

このことから、現在は健康被害のおそれはないと考えられるが、今後も慎重にモニタリングを継続していく。

5 課 題

(1) 目標の達成

実施計画では、令和 5 年 3 月までに下流側地下水の水質が 2 年間連続して環境基準を超過しないこと等の目標を定めている。

現状では、処分場下流側の評価地点のうち 1 地点でひ素の年平均値が環境基準を超過していることから、原因を究明するための調査を行っており、結果に応じて必要な対応をとる必要がある。

また、その他の地点も含め、対策の効果を確認するため周辺環境モニタリングを行う必要がある。

(2) 対策工の有効性の確認

二次対策工事の着手前に地元自治会と締結した協定（平成 24 年 10 月締結）において、工事完了 5 年後を目途に工事の有効性を確認することを定めている。令和 2 年度に工事を完了したことから、令和 7 年度末を目途に有効性を確認する必要がある。

今後、モニタリングを行い、住民の意見を聴いたうえで有効性の確認を行っていく必要がある。

(3) 周辺環境のモニタリングの継続

二次対策工事の着手前に地元自治会と締結した協定に基づき、工事終了後も、場内の浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質については地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続することとしており、周辺住民が安心して生活できるようにする必要がある。

(4) 対策機能の維持・監視および水処理の継続

対策の効果を今後も持続させるためには、二次対策において施工した遮水工等が適切に機能しているかどうか監視を継続する必要がある。

また、水処理についても、水質の状況を注視しつつ、実施を継続する必要がある。

(5) 産廃特措法失効後のモニタリング・水処理に係る財源措置

一次対策および二次対策については、産廃特措法（平成 15 年～令和 5 年 3 月末の時限立法）に基づき、事業費の大部分（工事、モニタリング、水処理等）について国から財政支援を受けている。同法の失効により、令和 5 年度以降は県単独での費用が多額にわたる見込みである。

これらの費用について継続して財政支援を受けられるよう国に要望するとともに、産廃特措法に基づく財政支援を受けている他の自治体とも連携しながら要望していく。

(6) 跡地利用

現場は県有地であることから、工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで適切に活用する必要がある。今後、周辺住民をはじめ県民の意見を聴きながら、利用のあり方を検討していく。

(7) アーカイブ等の作成

本事案を総括し、一連の対策の実績をまとめたアーカイブ等を作成することにより、同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図るとともに、県民に対する説明を行う必要がある。